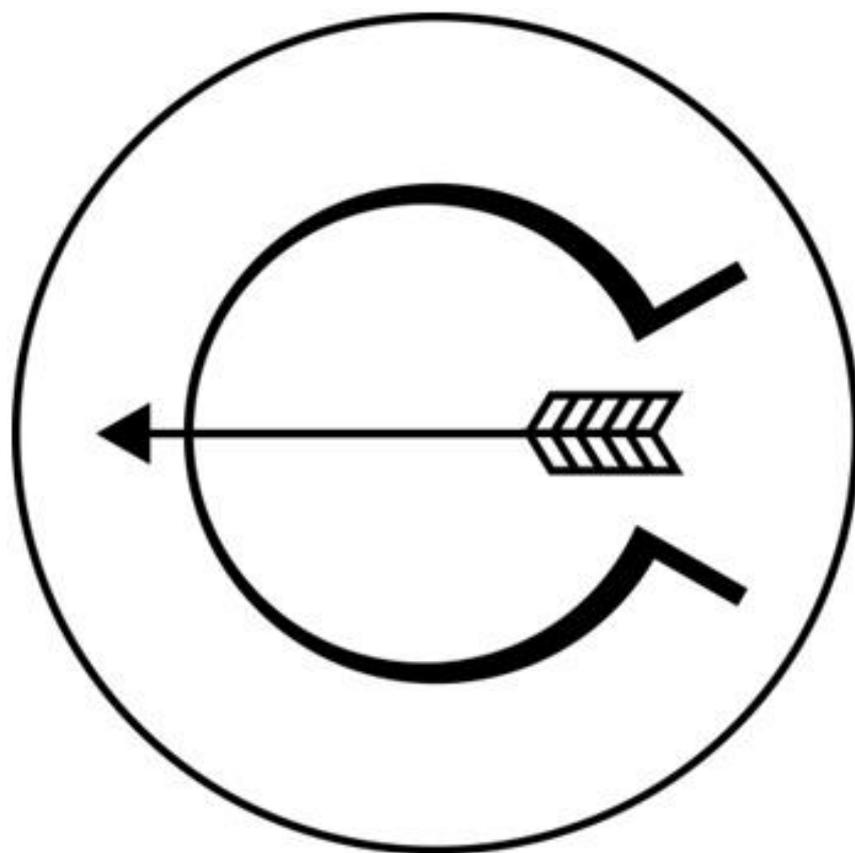


# 第 48 回学生弓道合同研修会（代々研）

## 議題詳細【事前公表 Ver】



2022年12月11日 開催

東京都学生弓道連盟

# 目次

<u>議題① 木島陽子氏の連盟副会長への推薦に関して</u>	・・・2
<u>議題② 条文内の参照条項の修正に関して</u>	・・・3
<u>議題③ 規約28条における処分内容の拡充に関して</u>	・・・4
<u>議題④ リーグ戦・女子部リーグ戦の開催期間に関して</u>	・・・5
<u>議題⑤ リーグ戦期間中練習試合の実施制限に関して</u>	・・・6
<u>議題⑥ 百射会・女子部記録会の優勝基準の明瞭化に関して</u>	・・・7
<u>議題⑦ 百射会・女子部記録会の出場可能人数制限の緩和に関して</u>	・・・8
<u>議題⑧ 女子部記録会の競技形式の変更に関して</u>	・・・9
<u>議題⑨ 『対面試合マニュアル(仮称)』に関して</u>	
<u>議題⑩ 「全関東大会改革案」に関して</u>	・・・10
案① 持続可能かつ正常な大会運営に向けて	
案② 全関東大会における女子の出場人数に関して	
<u>議題⑪ 新年度役員関連に関して</u>	・・・12

**議題① 木島陽子氏の連盟副会長への推薦に関して**

**提案内容**

東京都学生弓道連盟規約（以下、「規約」）第9条に基づいて上記を副会長に推薦したい。

※規約第9条

第九条《選出》

- ①会長・副会長は総会の承認を経てこれを推薦する。但し、会長・副会長は加盟大学のOBとする。
- ②顧問は加盟大学のOB団体より推薦し、総会の承認を経て会長がこれを委託する。
- ③委員長・副委員長・女子部委員長・女子部副委員長・専任委員・女子部運営委員は総会の承認を経て任命される。
- ④役員に事故等があった場合、後任は総会の承認をもって推薦・任命する。

※木島陽子氏について

- ・出身校：日本大学（昭和58年卒）
- ・戦績：女子東西4年連続出場、インカレ団体優勝2回等

※当日自己紹介等を頂く

## 議題② 条文内の参照条項の修正に関して

### 提案経緯

今年8月に開催された定時総会の際に、《第14条 更迭条項》を新設した際に条項の番号が変更となった関係で条項間の引用・参照が一部ずれ、《第28条 懲戒処分》を参照するはずの第61,90,118,139条が異なる条項を参照してしまっている為、修正を図りたい。

### 提案内容

上記経緯に基づき、下記に記す方法にて、条文の修正を行いたい。

第六十一条 《立合に対する懲戒》※リーグ戦

立合に不都合な行為があった場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第三十七条第二十八条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。

第九十条 《立合に対する懲戒》※女子部リーグ戦

立合に不都合な行為があった場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第三十七条第二十八条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る。

第一一八条 《立合に対する懲戒》※新人戦

立合に不都合な行為があった場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第三十七条第二十八条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る

第一三九条 《立合に対する懲戒》※女子部新人戦

立合に不都合な行為があった場合、本連盟は試合当事校・立合の双方から事実確認の上、第三十七条第二十八条に基づいて立合校に懲戒を行うことが出来る

### 議題③ 規約28条における処分内容の拡充に関して

#### 提案経緯

近頃、懲戒処分に値すると判断された事案の処分内容を決定する際、一定期間の出場停止処分は不要とされた事案において科せられる処分が実質的に一通りのみとなっており、量刑及び各事案の重大性に基づいた裁量の余地が不可能となっている。

#### 提案内容

第二十八条に基づいて罰金を該当大学等に科す際の具体的な金額に関して、事案の重大性に基づいて罰金額を決定し、量刑の幅を設けられるように改正したい。具体的な金額幅に関しては現状の規定額となっている5,000円を最低額として扱い、最高額を20,000円として条項に加筆した上で事案の重大性に対応させる形で役員間の合議を通して科す罰金額に関して決定できるようにする。

#### 第二十八条《懲戒処分》

- ①加盟校が本連盟の目的にそぐわない不都合な行為をした場合、本連盟はこれを懲戒することが出来る。
- ②懲戒は次の方法で行う。
  - 一、始末書提出
  - 二、正当な理由抜きに
    - イ、締め切り日に遅れた場合、始末書提出とする。それでも改善が見られなければ三千円罰金を徴収する。
    - ロ、試合等の運営に重大な支障をきたした場合は、始末書に加え、**五千円罰金を徴収する。及ぼした支障の程度等に基づき五千円～二万円罰金を徴収する。**
  - 三、本連盟主催の大会・試合への一定期間出場停止
  - 四、本連盟主催の大会・試合への一カ月出場停止
  - 五、本連盟主催の大会・試合への無期限出場停止

※参考：現時点における事案ごとに科される処分の一例並びに基準

- ・提出期限が明示されてた各種大会関係書類等遅滞 ⇒始末書+罰金 5,000円等
- ・規約六十一条等に基づく、立ち合いに対する懲戒 ⇒始末書+罰金 10,000円等
- ・本連盟や会場の備品等の破壊または破損行為 ⇒始末書+罰金 20,000円等
- ・更迭処分や違法行為に対する処分等 ⇒一定期間の出場停止等

**議題④ リーグ戦・女子部リーグ戦の開催期間に関して**

**提案経緯**

リーグ戦及び女子部リーグ戦の開催期間に関して記している、第49条及び第79条内の記述が一部不明瞭であり、解釈の余地が残されてしまっている。実際本年度のリーグ戦において、当事者間で条文の解釈に関する意見の食い違いが発生してしまったことを受けて、上述の是正並びに明文化の必要性が浮上した。

**提案内容**

上記経緯に基づき、下記に記す方法にて、条文の修正を行いたい。

<p>第四十九条《開催期日及び開催期間》</p> <p>リーグ戦は年一回秋に行う。また、リーグ戦期間は第一週の試合日の前日から、最終試合日までとする。<u>なお、開催期間の開始日ならびに最終日はリーグ戦並びに女子部リーグ戦で同一とし、開始日に関しては日程的に早い方、最終日に関しては日程的に遅いものとする。</u></p>
<p>第七十九条《開催期日及び開催期間》</p> <p>女子部リーグ戦は年一回秋に行う。また、女子部リーグ戦期間は第一週の試合日の前日から、最終試合日までとする。<u>なお、開催期間の開始日ならびに最終日はリーグ戦並びに女子部リーグ戦で同一とし、開始日に関しては日程的に早い方、最終日に関しては日程的に遅いものとする。</u></p>

<イメージ>

改正前	10	11	17	18	24	25	1	2	8	9	15	16	22	23	29	30
	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日
男子	男子部リーグ戦 開催期間															
女子	女子部リーグ戦 開催期間															
↓																
改正後	10	11	17	18	24	25	1	2	8	9	15	16	22	23	29	30
	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日	土	日
男子・女子	男女共通開催期間															

## 議題⑤ リーグ戦期間中練習試合の実施制限に関して

### 提案経緯

規約第76条及び第103条において、試合会場になり得る道場での対面形式での練習試合等の実施に関して一部制限がかけられているが、各条項は大会期間中（直近）の当該道場の利用経験の有無が試合結果に影響を及ぼす可能性を鑑みての制限であり、それらの利用状況の把握並びに管理を目的として、許可制・一律制限を設置している次第である。

しかし、本年度のリーグ戦期間中においては、SNS等を通して上述の条項違反と思われるケース等が確認されたため、本条項の運用に関しての見直しと確認の必要が認められた。

については、上述の条項の運用に関する説明を基本に、必要に応じて改正等の手続きを行って認知並びに条項自体に対する理解状況を確認したい。

### 提案内容

上記経緯に基づき、下記に記す方法にて、条文の修正を行いたい。

#### 第七十六条《リーグ戦期間中の練習試合について》（リーグ戦）

リーグ戦第一週から第五週及び入替戦の週においては当連盟に貸出を行う加盟校の道場での練習試合を禁止する。なお順位決定戦の週においては事前に当連盟に申告し、当連盟が認めた場合のみ練習試合を認める。

↓

予備週や空き週を含めたリーグ戦開催期間中において、練習試合等の対外試合の開催を原則禁止とする。ただし、順位決定戦の週における練習試合の実施に関してのみ、第五週終了までに当連盟に事前に申告があり、当連盟が認めた場合のみ実施を認める。

#### 第一〇三条《リーグ戦期間中の練習試合について》（女子部リーグ戦）

リーグ戦第一週から第五週及び入替戦の週においては当連盟に貸出を行う加盟校の道場での練習試合を禁止する。なお順位決定戦の週においては事前に当連盟に申告し、当連盟が認めた場合のみ練習試合を認める。

↓

予備週や空き週を含めたリーグ戦開催期間中において、練習試合等の対外試合の開催を原則禁止とする。ただし、順位決定戦の週における練習試合の実施に関してのみ、第五週終了までに当連盟に事前に申告があり、当連盟が認めた場合のみ実施を認める。

### 論点

- ・オンライン開催の試合等に関しても上記に該当するか？（事前申告制）

**議題⑥ 百射会・女子部記録会の優勝基準の明瞭化に関して**

**提案経緯**

百射会・女子部記録会において、優勝決定の基準についての記述がある第150条及び第157条の記述内容が不明瞭であり、その内容についての明瞭化が必要であるという意見が役員内で多数上がった。

**提案内容**

上記経緯に基づき、下記に記す方法にて、条文の修正を行いたい。

**第一五〇条《勝敗の決定》(百射会)**

順位は的中数の多少によって決定する。優勝者が同中の場合のみは連中数により決定し、連中数も同中の等しい場合には優勝決定基準とする前述の連中数をより早く達成した者を優勝者とする。この基準達成が同時の場合のみ射詰競射にて優勝者を決定する。

**第一五七条《勝敗の決定》(女子部記録会)**

順位は的中数の多少によって決定する。優勝者が同中の場合のみは連中数により決定し、連中数も同中の等しい場合には優勝決定基準とする前述の連中数をより早く達成した者を優勝者とする。この基準達成が同時の場合のみ射詰競射にて優勝者を決定する。

<補足>

A選手																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	小計
20射目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
40射目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
60射目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
80射目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	19
100射目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
																				計	99
																				連中	72

B選手																					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	小計
20射目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
40射目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
60射目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	19
80射目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
100射目	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20
																				計	99
																				連中	51

## 議題⑦ 百射会・女子部記録会の出場可能人数制限の緩和に関して

### 提案経緯

各大学の選手の出場機会の増加並びに競技性の向上を企図し、百射会及び女子部記録会において、現行規約が定める大学ごとの出場可能人数制限を緩和してはどうかという意見が役員間で多く上がった。

### 提案内容

上記経緯に基づき、下記に記す方法にて、条文の修正を行いたい。

#### 第一五二条《出場資格》

- ①百射会の出場資格は、原則として各大学一名が有する。
- ②但し立に余りが生じた場合、前年度の百射会上位の大学から順に最大で一名二名までの追加を認める。その際、同順位の場合は連中数の多い者を上位とみなす。

#### 第一五九条《出場資格》

- ①女子部記録会の出場資格は、原則として各大学二名が有する。
- ②但し立に余りが生じた場合、前年度の女子部記録会上位の大学から順に最大で一名二名までの追加を認める。その際、同順位の場合は連中数の多い者を上位とみなす。

## 議題⑧ 女子部記録会の競技形式の変更に関して

### 提案経緯

現状において女子部記録会の競技本数は40本となっているが、同時期に行われる百射会において競技本数は100本と、同一形式で行われる大会の中で男女間の競技本数に差が明確な差がある状態となっている。

上記のような競技本数に設定されていた経緯として、設定当時の女子競技人口・規模が小さいことが考えられるが、女子部員数の全般的な増加傾向に伴い、競技レベルも上昇傾向にあり、競技方法の同一化や更なる競技レベルの上昇の方法を模索している次第である。

### 提案内容

上記経緯に基づき、男女リーグ混合の「ブロック別討論会」を後述の議題⑩と併せて当日行うものとする。

## 議題⑨ 『対面試合マニュアル（仮称）』に関して

### 提案経緯

先日開催された「令和5年度リーグ戦・女子部リーグ戦」において、認識や引き継ぎ内容の違いに基づく、行き違いやトラブルが複数報告されており、ある程度の共通認識の構築並びに当日の流れに関する統一を行うことの必要性が提起されたため。

### 提案内容

別紙の『対面マニュアル草案』を参照。

### 適用範囲

現時点では、リーグ戦並びに新人戦を予定しており、各大学間で開催される定期戦や練習試合等に適用する予定はない。

議題⑩ 「全関東大会改革案」に関して

案① 持続可能かつ正常な大会運営に向けて

提案経緯

コロナ禍の影響で約3年ぶりとなった日本武道館での全関東大会の開催だが、物価高騰等の影響により、大会開催における会計上のマージンの確保が困難となりつつある。上述のような状態が継続した場合、大会の開催並びに連盟の正常な運営に支障をきたすことになりかねず、可及的速やかな収支の改善とマージンの確保が運営上の課題となっている。

※詳細やシミュレーションに関しては当日配布の別紙を参照

提案内容

本大会における主な収入源が加盟校から支払われる参加費等であり、参加費の調整が最も収入増加に効果的である点から、収支改善を目的とした参加費の増額が必要であると考え、下記金額への増額を提案・連絡するものである。

	変更前	変更後
団体戦 (男女共通)	各 15,000 円	各 20,000 円
個人戦 (男女共通)	各 1,500 円	各 2,000 円
OB 戦	各 15,000 円	各 25,000 円

※参考資料

名目		2018	2019	2020	2021	2022
収入	大会参加費	¥5,158,000	¥5,264,000	¥3,910,000	¥4,732,500	¥6,024,500
支出	全関東大会開催費	¥7,525,110	¥7,833,169	¥2,524,500	¥5,674,193	¥8,316,910
	収入－支出	(¥2,367,110)	(¥2,569,169)	¥1,385,500	(¥941,693)	(¥2,292,410)

	2018	2019	2020	2021	2022
団体	167	172	107	101	146
個人	1968	2004	-	1221	1673
OB	70	72	-	-	46

## 案② 全関東大会における女子の出場人数に関して

### 提案経緯

昨年開催の総会においても議題として挙げられたが、現状において全関東大会の女子団体戦における出場選手の定員は3人となっているが、これは男子団体戦における出場選手の定員と比較して2分の1の値である。上記のように設定されていた経緯として、当時の競技規模並びに選手数の違いがあったかと思われるが、近年の女子部員数の全般的な増加傾向に伴い、定員を3人として設定している現状は、実情に伴っていないものであると言わざるを得ない。また、出場選手の制限により各大学部員の出場機会が過度に制限されている現状は改善すべき状態であると考えられる。

については、男女間の出場選手定員の差の是正し、実情に則した設定にすることが運営として求められると考える。

### 提案内容

前述の経緯・現状の改善に向け、以下が連盟内で案として挙がっており、前述の議題⑧と併せて「ブロック別討論会」を行うものとする。

テーマ：『現状の男女間の競技方式・競技人数の差の是正にむけての具体的なアプローチと見解・方針について』

- ①女子団体戦における出場選手の定員の単純増加  
→現状の定員である3人を4人に変更し、格差是正を図る。
- ②女子団体戦のチーム数増加  
→女子の大学あたりの出場可能チーム数を2チームとして、実質的に最大6人まで拡充する。
- ③交代登録選手（控え）の増枠  
→交代枠の増枠を通して間接的に出場可能な人数の増加を図る

### 本研修会における目標

具体的な中・長期的な方針の策定又は規約改正を行う場合は実際の改正に至るまでの道筋の決定を目標とする。したがって、本研修会で策定した方針などが2023年大会から即時適用されることは原則無いものとする。

## 議題⑪ 新年度役員関連に関して

### 提案経緯

役員派遣を依頼する中で、一部の協力的な加盟校への負担が集中し、派遣校の偏りに伴い、幅広い意見集約に支障が出ている。

### 提案内容

役員派遣校以外に「役員派遣負担金（仮称）」を課し、金銭的負担を通した派遣校・非派遣校の負担量の是正を図るとともに役員派遣への経済的メリットを設置する。負担額は年額 80,000 円とし、東京都学生弓道連盟または全日本学生弓道連盟（東京本部）に現役部員が役員として在籍している場合は、支払の対象外とする。また、別紙掲載の面接の結果不採用となった部員が所属する大学、並びに女子大学の負担額はその年の負担額を半額とする。なお、役員派遣負担金は事務所維持費、役員交通費および設備費用に充当されるものとし、定時総会において会計より使用用途の明細の提出を要するものとする。

### 今後の日程案

12月11日

- ・代々木研修会にて、詳細説明を実施

12月31日まで

- ・Google フォームにてアンケートを実施

1月 5日まで

- ・面接日程を公表
- ・順次、連盟事務所にて対面で面接開始

1月31日ごろ

- ・面接結果公表、新年度役員決定

